

食品安全確保のための調査・試験の推進（拡充）

－食品安全確保調査・試験事業－

1, 038 (961) 百万円

対策のポイント

食品に起因する健康への悪影響を未然に防止することに重点を置き、生産現場から食卓までを通じて食品の安全確保についての取組を進めるため、有害化学物質による食品等の汚染実態調査、有害微生物によるフードチェーンの汚染実態調査及び生産資材の安全確保のための調査・試験を引き続き実施します。

（食品安全についての国際的な共通認識）

食品の安全を確保するためには、「後始末より予防」の考え方に立って、生産段階から消費段階にわたるフードチェーンにおける安全を確保する取組を進めることが大切で、このことは2000年頃から国際的な共通認識となっています。

このため、食品に由来する健康リスクがどの程度あるのかを予測するのに必要な調査を行い、食品に起因する健康への悪影響を未然に防止するための政策を科学的データに基づいて決定していきます。

政策目標

国産農産物を汚染する特定の有害物質等の摂取を許容量を超えないように抑制

<内容>

1. 事業内容

（1）有害化学物質の調査の実施

204 (227) 百万円

食品や飼料に含まれる有害化学物質について、想定されるリスクを基に優先度を決定し、それに応じて「サーベイランス・モニタリング計画」を作成し、リスク低減対策の導入の推進に必要な汚染実態調査を実施します。

（2）有害微生物の調査の実施

123 (114) 百万円

食品を汚染する可能性のある有害微生物について、想定されるリスクを基に優先度を決定し、それに応じて「サーベイランス・モニタリング計画」を作成し、フードチェーンにおけるリスク低減対策の導入の推進に必要な汚染実態調査を実施します。

（3）生産資材の安全確保のための調査・試験の実施

711 (620) 百万円

- ・動物用医薬品の適正使用を図るため、動物用医薬品の使用基準の見直しに必要な調査・試験を実施します。
- ・農薬登録の際に必要な試験項目の急性的な健康影響等を考慮した見直しに係る調査・試験等を実施します。

2. 事業実施主体 民間団体等

3. 事業実施期間 平成18年度～25年度

担当課：消費・安全局消費・安全政策課 03-3502-5722 (直通)
農産安全管理課 03-3501-3965 (直通)
畜水産安全管理課 03-3502-8206 (直通)